

各務原市給水停止処分等取扱要綱

(平成28年10月26日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道法（昭和32年法律第177号）第15条第3項及び各務原市水道事業給水条例（平成10年条例第21号。以下「条例」という。）第33条の規定による給水の停止（以下「給水停止」という。）等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(給水契約の申込み等)

第2条 水道料金に未納のある者が条例第4条の規定による給水装置工事の申込み又は条例第13条の規定による給水契約の申込みをしようとするときは、水道料金を完納しなければならない。

2 条例第17条第2項第2号の規定による届出に当たっては、給水装置の変更前の所有者は、未納となっている水道料金、給水負担金、手数料、工事費等を完納しなければならない。

3 給水装置の所有者は、所有する給水装置に係る水道の使用の変更に当たり、水道料金に未納があるときは、未納となっている水道料金を完納しなければならない。

(督促等)

第3条 市長は、水道料金の納期限（納付方法が口座振替である者にあつては、再振替日。以下この項において同じ。）までに納付がない者に対し、納期限から20日以内に納付を督促するものとする。

2 市長は、水道料金の督促の納期限までに納付がない者に対し、新たに納期限を指定した上で再度納付を催告し、給水停止について警告するものとする。

(給水停止の予告)

第4条 市長は、前条第2項の規定により指定した納期限までに納付がない者に対し、給水停止の期日を指定し、給水停止を予告するものとする。

2 前項の規定による予告は、給水装置の使用者と所有者が異なるときは、その双方に通知する。ただし、所有者の所在が不明のときは、使用者に通知するものとする。

(給水停止)

第5条 市長は、前条第1項の期日までに納付がないときは、当該者に対し、給水停止を行うものとする。

2 給水停止は、閉栓キャップの取付けにより行うものとする。

(給水停止の解除及び猶予)

第6条 水道料金の未納額を完納したときは、給水停止を解除する。

2 水道料金の未納額の3分の1以上を納付し、かつ、残りの未納額を2か月以内に納付する旨を誓約したときは、2か月を限度に給水停止を猶予することができる。

3 市長は、やむを得ない事情により、給水停止が適当でないと認めたときは、給水停止を解除し、又は猶予することができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和5年8月31日決裁)

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。